

信用保証料助成事業に係る助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）が、以下に定める助成金の交付対象となる信用保証料助成事業を実施する場合、その財源の一部を助成し経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 助成金の交付対象は、会員が支払う以下の保証料とする。

- ① 国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号）を受けた融資にかかる信用保証協会の保証料。
- ② 国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」及び「東日本大震災復興緊急保証」（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条）を受けた融資にかかる信用保証協会の保証料。
- ③ 「原油・原材料価格の変動、景況悪化または東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会の保証料。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業期間は、平成29年4月から平成30年2月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

- 2 上記期間内でも、予算額に達した場合はその時点までとする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、限度額に達するまで再申請することができる。

- 2 「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資にかかる信用保証協会保証料については、前項の20万円を40万円とする。

(助成方法)

第5条 助成を受けようとする場合は、事前に「信用保証料助成金交付申請書（事前申請）」を秋ト協へ提出しなければならない。

(助成金の請求)

第6条 会員は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1を秋ト協に請求することができる。

- 2 前項の申請は別紙様式の「信用保証料助成金交付申請書（実績報告書・助成金請求書）」により行うものとする。その際「信用保証料計算書」の写し、セーフティーネット保証の場合は認定書の

写し等を添付しなければならない。

3 助成金の交付申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は平成30年3月9日とする。

(助成金の交付)

第7条 秋ト協は前条による助成金の交付請求があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員に交付するものとする。

(助成金の返納)

第8条 当該助成金の交付を受けた会員は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に秋ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

2 秋ト協は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受ける会員は、秋ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

《附則》

1. この要綱は平成20年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払分から適用する。

ただし、平成19年12月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

2～9 省略

10. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。